

# 茨城県スポーツリーダーバンク設置要綱

## ( 設 置 )

第1条 県民のスポーツ・レクリエーション活動の普及、発展を図るため、有能なスポーツ活動指導者（以下「指導者」という。）の登録を行い「地域や職場のスポーツ団体、学校」等の要請に応じて適切な指導者を紹介できるよう茨城県に、茨城県スポーツリーダーバンク（以下「リーダーバンク」という。）を設置する。

## ( 業 務 )

第2条 リーダーバンクの業務は、次のとおりとする。

- (1) 指導者の登録と紹介に関すること。
- (2) 指導者に関する情報の提供に関すること。
- (3) スポーツ・レクリエーション関係団体との連絡提携に関すること。
- (4) その他リーダーバンクの目的達成に必要と認められること。

## ( 庶 務 )

第3条 リーダーバンクの庶務は、茨城県県民生活環境部スポーツ推進課において処理する。

## ( 雜 則 )

第4条 この要綱に定めるもののほか、リーダーバンクの業務に関し必要な事項は別に定める。

### 付 則

この要綱は、昭和59年10月1日から実施する。

### 付 則

この要綱は、平成11年12月13日から実施する。

### 付 則

この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

### 付 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

### 付 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。